

榎一丁目市有地における異物除去作業の実施について

本市では、榎一丁目市有地におけるアスベスト混入事案に対し、令和6年2月9日付広資料第181号でお知らせしました東京都の調査結果を踏まえ、適正な除去方法等について、検討してまいりました。

この度、当該市有地の今後の土地利用に向け、下記のとおり異物除去作業を行うことといたしましたので、お知らせいたします。

除去作業については、関係法令を遵守し、飛散防止策を講じるなど、万全を期して作業を進めてまいります。

記

1 作業概要

榎一丁目市有地内東側の仮囲い内に敷設された再生砕石等を少量ずつ採取し、アスベスト含有物及び金属片等の異物を有資格者により選別し、当該異物を産業廃棄物として適正に処理するもの。

2 作業予定期間

令和6年5月中下旬から令和7年3月まで

3 作業場所

榎一丁目市有地内東側の既設仮囲いの内側（約20,000㎡）

4 作業中の飛散防止措置等

- (1) 仮囲いの内側で作業実施
- (2) 飛散防止用シートの切断除去は、作業範囲に限定
- (3) 散水による湿潤化
- (4) 大気中アスベスト濃度の定期測定
- (5) 一般建築物石綿含有建材調査者による選別作業
- (6) 除去した石綿含有廃棄物及びその他の廃棄物の適正な保管・搬出・処理